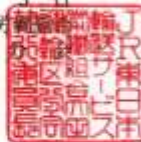




JR 東日本輸送サービス労働組合  
東京地方本部  
執行委員長 中山 貴宏 殿

2023年7月3日  
JR 東日本輸送サービス労働組合  
大田運輸区



## 要請書

6月29日、JR 東日本大田運輸区大村信明区長は当分会湯瀬宏彰執行委員長に対し、「8月、職種・場所未定」の異動の態勢を行いました。湯瀬執行委員長は、責務を全うする為に当然ながら自己申告書ならびに面談においても他職場への異動は希望していません。

大田運輸区分会においての最高決議機関である分会大会にて組合員からの信任を得て執行委員長に就任し、組合員の自託に応えるべく分会運動を最先頭で推し進めてきました。執行委員長の任期途中で異動の態勢を会社が行ったことは、分会の最高責任者が不在となり、分会運営に支障をきたし、全組合員への不利益が生じる重大な問題です。従って、決して湯瀬執行委員長個人の問題ではなく、極めて分会組織を混乱させる意思を持った態勢と言えます。

また、2016年の大田運輸区発足以降、当時の所属組織は違いますが、会社が進めようとした基地再編成施策が労働組合の否定と破壊であることから、会社が考える運輸区職場にさせない為にも安全で働きやすい職場風土の構築と乗務員間の連携を強化する為に尽力してきました。大田運輸区において労働者の過半数で組織する労働組合が無くなった以降は、過半数代表選挙に立候補し、代表として安全衛生委員会への参加や36協定についても真摯に議論し責任を持って締結してきました。発足以降再先頭で尽力してきた湯瀬執行委員長を異動させるということは、大田運輸区発足以降の経過を否定することにも繋がります。今年2月に行われた過半数代表選挙では過半数代表者になることはできませんでしたが、立候補者に対して異動を行うことは労働基準法施行規則第6条の2「③使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な扱いをしないようにしなければならない」に違反しており、極めて不法行為であると言えます。ましてや、新たなジョブローテーション施策を隠れ蓑に不法行為を行おうとする姿勢も垣間見え、言語道断です。

以上のことから、湯瀬執行委員長に対する異動の態勢は面談や自己申告書の内容を無視するどころか、人事権を濫用した労働組合への支配介入であり、到底認められません。すでに組合員からは「不安と動揺」の声が多く寄せられています。職場は非常に不安全的な状況であり、乗務員職場として安心して乗務できる状態ではないことから、分会として今回の件は「分会組織の弱体化を狙い、悪意に満ちた会社による職場と分会の破壊攻撃」と断定しました。職場からのたたかいをさらに強化し、組合員の利益を守り正常な分会運営を行うため、貴地方本部へ分会の総意として以下の通り要請致します。

### 記

1. 湯瀬執行委員長に対する異動の撤回を求めて、首都圏本部へ団体交渉を申し入れること。
2. 人事権を濫用した労働組合への支配介入や労働基準法施行規則第6条に違反した「不利益扱い」を会社がやっていることから、これらの不当労働行為を直ちに止めさせるべく第三者機関を活用すること。
3. 全分会と連帯したたたかいを創り上げていくこと。



大田運輸区分会組合員総意の要請書が  
東京地本へ手渡されました！

**東京地本は提出された要請書を重く受け止め、団体交渉の申し入れを早急に検討し、大田運輸区分会と共に、連帯してたたかいをつくり出していきます！**

**大田運輸区分会より  
東京地本へ要請書が提出される！**